

# 令和6年度 金山町住宅リフォーム支援事業

## □補助の対象者は？

→ 金山町に住民登録し、居住(予定含む)し、かつ当該住宅等を所有する方。

## □補助金額はどのくらい？

・対象世帯：全ての世帯  
・補助率・補助金額

**【1/5・上限24万円】**

・対象世帯：移住・新婚・子育て ※1  
・補助率・補助金額

**【1/3・上限30万円】**

**町内施工業者と契約して行う工事については上限額を増額します!!!**  
上限24万円 → 上限30万円 、 上限30万円 → 上限35万円

※1 対象世帯

移住世帯	平成31年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内の世帯
子育て世帯	平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定含む)

## □対象となる工事等は？

### ▼リフォーム等工事

県内業者による住宅等のリフォーム等工事のうち、次の5つの要件工事のいずれかを含み、かつ下記の区分に応じた基準点以上のもの。取付工事を伴う建築設備も補助対象となります。なお、①減災対策工事については、②～⑤の工事と併用した補助金申請することができます。

- ①減災対策工事 → 防災ベッド、耐震シェルターを設置する工事(別枠上限30万円補助有)  
※能登半島地震を受けての緊急対策となります。
- ②寒さ対策・断熱化工事 → 複層ガラス入り建具の設置、壁等への断熱材の設置工事など
- ③バリアフリー化工事 → 手すりの設置、浴室等の段差解消、便器を座便式に交換する工事など
- ④克雪化工事 → 雪止めの設置及び更新する工事、雪割板の設置工事など
- ⑤県産木材使用工事 → 住宅に県産木材を使用した工事

※必要な基準点の合計は下記のとおり。(詳細は事前にご相談ください。)

○リフォーム等の総工事費(消費税除く)が50万円以上⇒10点以上／50万円未満⇒5点以上

### ▼耐震改修工事

県内の施工業者による耐震改修工事のうち、耐震調査・診断によって耐震評点が0.7未満の木造住宅を0.7以上に引き上げる工事であるもの。

### ○県内施工業者との請負契約による工事の場合

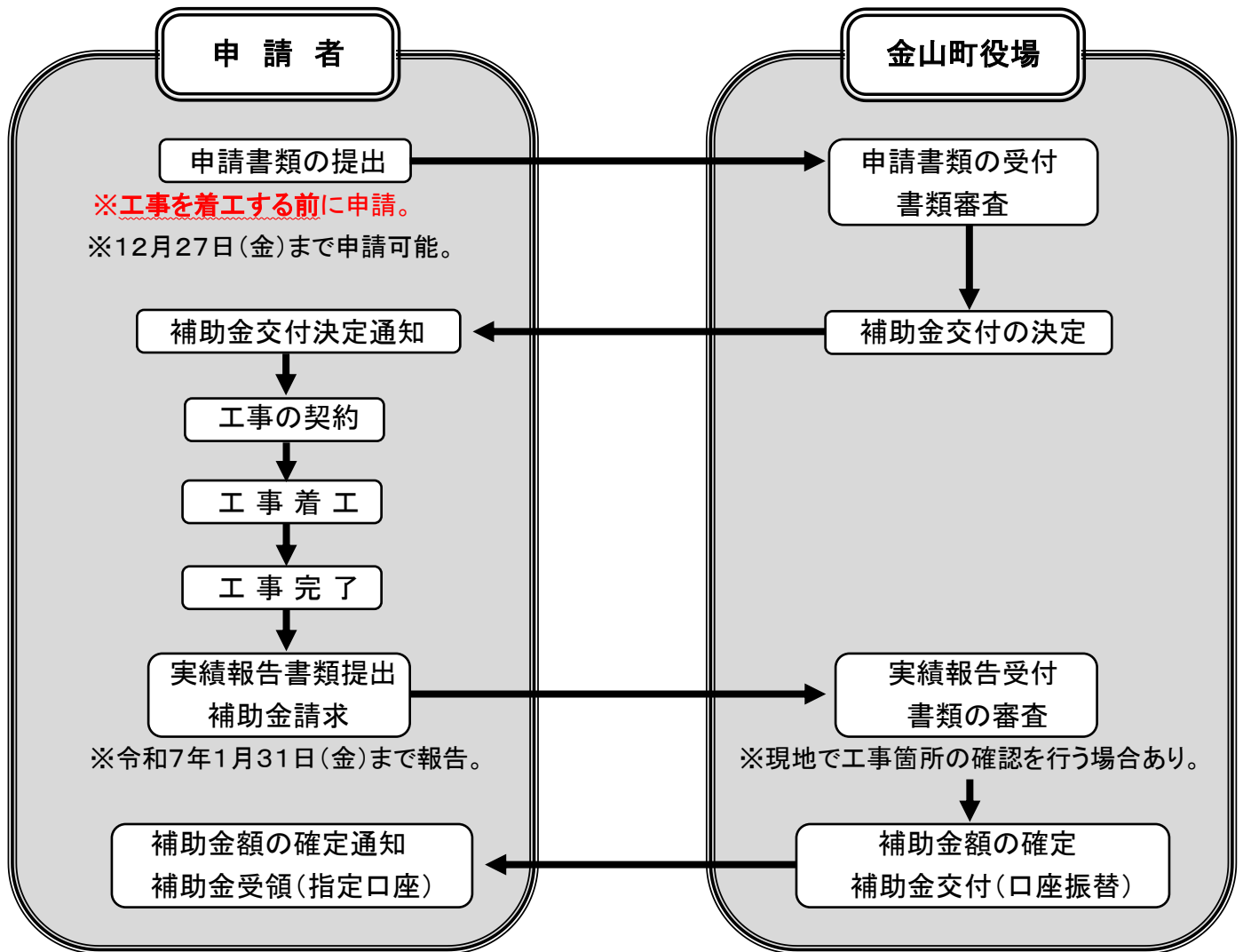
対象となる総工事費(消費税抜き)の **50%・上限80万円**

※千円未満の端数は切り捨て ※リフォーム等工事との併用が可能です！

## □申し込み方法

- 申請期間 / 令和6年12月27日(金)まで
- 受付窓口 / 金山町 環境整備課 建設・景観係(役場庁舎1階)
- 申請書類 / 以下の書類がすべてそろっていることを確認し、受付します。  
【 □ 交付申請書 □ 申請書に記載がある「**必要書類欄**」で該当する書類 】  
※子育て、新婚、移住世帯については、「**住民票**」が必要になります。  
※**工事着工前に申請**をお願いします。

## □手続きの流れ



## □その他

- ・ 申請書、実績報告書、補助金請求書については、役場環境整備課窓口、町HPで入手できます。
- ・ 店舗と併用住宅の場合は、住宅部分のみを面積按分で対象とします。
- ・ 金山町街並み景観助成金との併用はできません。但し、時期・内容等により、全くの別工事と認められる場合は併用可能です。なお、外観に係る工事を含む場合は、その内容が「金山町の風景と調和した街並み景観条例－街並み景観形成基準」に合致するようご協力をお願いいたします。

新築・リフォームのご相談などはお気軽にどうぞ！

お問い合わせ先 金山町環境整備課 建設・景観係 TEL 0233-29-5628